

第三次産業の皆さまへ 4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう

1. 転倒・転落災害及び荷による災害を防ぎましょう

(1) 転倒・転落災害防止のポイント

- 床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とする。
- 床の水たまりや氷は放置せず、その都度除去する。
- 履物は、滑りにくく、安定したものを着用する。
- 階段には、滑り止めや手すりを設ける。
- 通路、階段、出入口に物を放置しない。
- 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。
- 踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いる。
- 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設ける。

(2) 荷による災害のポイント

- 倉庫内では必ず通路を確保する。
- 重い物や大きい物は下に積み、荷崩れや荷が落下しないように積む。
- 棚に物を置くときは、幅木などを設けることにより、振動や衝撃で落ちないようにする。
- いつも使うものは、取りやすい場所に置く。

(3) 台車の安全な使い方のポイント

- 台車は決められた場所に置く。
- 積む荷の形や大きさに応じた台車を使う。台車は押して使う。
- 荷崩れしないよう積む。
- 前が見えない高さまで積まない。
- 最後に降ろす物から先に積む。
- 他の作業員やお客様などに衝突しないようにする。このため、バックヤードには、台車の通行範囲が作業区域と交わらないように白線で区画する。
- 曲がり角ではいったん停止し、左右の安全を確認する。

災害防止に効果のある日常活動【4S活動】

「転倒・転落災害及び荷による災害の防止」に効果のある日常の活動として、4S活動があります。4S（整理・整頓・清掃・清潔）の意味と進め方は次の通りです。

整理…必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること。

進め方

- ① 不要な物の廃棄基準の判断がつかない時に要不要を判断する責任者を決める。
- ② 4Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。
- ③ 安全衛生推進者等が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。
- ④ チェック結果により改善し、必要に応じて廃棄基準を見直す。

整頓…必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること。

進め方

- ① 現状を把握する（物の種類、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。
- ② 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する（種類、量とも絞り込み、移動距離を短くすること）。
- ③ 置き場所ごとの管理担当者を決める。
- ④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。
- ⑤ 以上のルールに従って整頓する。
- ⑥ 定期的にチェックし、必要に応じて改善する。

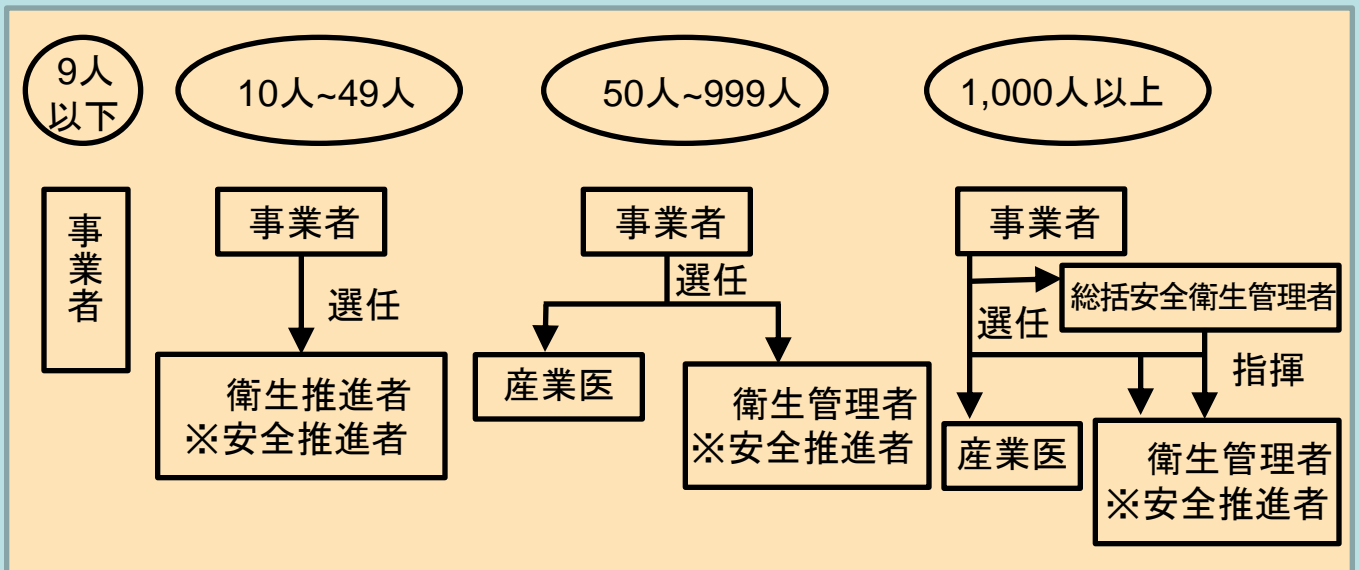
清掃…身の回りをきれいにし、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと。

清潔…整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること。

2. 安全と健康を推進する体制を作りましょう

安全衛生管理体制構築のポイント

- 事業主は、従業員の安全と健康を確保することが職制本来の仕事であるという認識及びその実現に向けた方針を持つ。
- 管理者、責任者は、安全と健康の取り組みに関する責任と役割を理解する。
- 安全衛生推進者、衛生推進者などの安全衛生管理体制については、事業場の業種と従業員(正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず、常態として働いている人)の数により、次の図に示す安全衛生管理体制を整備することが必要です。



- 従業員の数が常時50人以上場合は、衛生委員会（上の図の①の業種にあって、従業員の数が常時100人以上の場合は、衛生委員会に替えて安全衛生委員会）を設け、毎月1回以上開催することとされています。安全衛生委員会、衛生委員会を設ける必要がない事業者（従業員数50人未満）であっても「安全又は衛生に関する事項について意見を聴く場」を設けて、従業員などの意見を聞かなければなりません。
- 「※安全推進者」は、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づき、常時10人以上の労働者を使用する事業者は選任が必要です。

3. 安全管理者等の資格要件

	資格要件等	備考
総括安全衛生管理者	○事業場においてその事業を統括管理する者 (統括管理とは、工場長等の名称の如何を問わず事業の実施について実質的な統括管理権限及び責任を有する者をいいます)	労働安全衛生法第10条
安全管理者	○大学等において理科系統の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者 ○高校等において理科系統の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者 ○その他厚生労働大臣が定める者 ・大学等において理科系統以外の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者 ・高校等において理科系統以外の課程を卒業し、その後6年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者 ・7年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者など	労働安全衛生法第11条
衛生管理者	○衛生管理者(第1種、第2種)免許を有する者 ○衛生工学衛生管理者免許を有する者 ○医師 ○歯科医師 ○労働衛生コンサルタント ○その他厚生労働大臣が定める者	労働安全衛生法第12条
産業医	○医師であって、産業医研修を修了した者 ○労働衛生コンサルタント(保健衛生)試験に合格した者 ○大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の職にあり、又はあった者 ○その他厚生労働大臣が定める者	労働安全衛生法第13条
安全衛生推進者	○安全衛生推進者等養成講習修了者 ○大学等を卒業し、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○高校等を卒業し、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者	労働安全衛生法第12条の2
衛生推進者	○衛生推進者等養成講習修了者 ○大学等を卒業し、その後1年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○高校等を卒業し、その後3年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者	労働安全衛生法第12条の2
安全推進者	○職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。 ○常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい (ア)安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等) (イ)(ア)と同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は、安全管理者の資格を有する者)	労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月28日付け基発0328第6号)